

弁護士会照会って どんな場面で使えるの？

【こんな照会事例もあります⑥】

～労働紛争の場面における活用～

調査室囑託 十時 麻衣子 Maiko Totoki (63期)



弁護士会照会（いわゆる「23条照会」）は、労働紛争の場面において、使用者側の代理人であっても、労働者側の代理人であっても活用が可能です。いくつか活用事例をご紹介します。

1 使用者側の代理人として

(1) ホテル等への宿泊の有無

従業員が出張旅費や交通費、交際費を不正に受給したことが発覚し、これを理由に懲戒解雇処分を検討するに際し、問題となった出張旅費について当該従業員が実際にホテルや旅館に宿泊したのか否かを調査する必要があります。

このような場合、当該従業員から提出された領収書をもとに、該当するホテルや旅館に対し、出張をしたとして申告のあった日に当該従業員が宿泊していたか否かを照会することにより回答を得られる場合があります。

(2) ETCカード搭載車両のゲート通過記録

出張旅費、交通費の不正受給に関連して、出張に使用したとして請求された高速道路の通行料について、業務のために支出したものなのか、ETCカードの情報をもとにETCゲートの通過記録を把握することで確認が可能な場合もあると思われます。この場合、東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）等にETCゲートの通過記録を照会することにより、回答を得られる場合があります。

(3) 大学入学・卒業の有無

次に雇用した従業員について、経歴詐称の疑いが生じ、これを理由に懲戒解雇処分を検討することがあります。この場合、大学の入学・卒業も調査の対象となることがあります。

このような場合、当該従業員から提出された履歴書をもとに、当該大学に対し、入学・卒業の有無を照会することにより回答を得られる場合があります。

(4) 資格取得の有無

また、経歴詐称に関連して、特定の資格を取得しているとの申告があったにもかかわらず、その取得が疑われ

る場合には、当該資格認定機関に対し、当該従業員の資格取得の有無を照会することも考えられます。

2 労働者側の代理人として

(1) ビルの入退館記録

会社を退職した者が、元勤務先に対し、未払残業代の支払いを請求する場合があります。このようなケースでは、残業時間を把握することが必要になりますが、この立証が困難な場合が少なくありません。

退職した者の勤めていた会社で出退勤管理が適切になされていない場合であっても、例えば当該会社の入るビルへの入退館記録が残っている場合は、この入退館記録が残業時間把握の手掛かりになる場合があります。

ビルへの入退館記録は、当該ビルの管理会社等が把握している場合があります。弁護士会照会により回答を得られる場合があります。

(2) 交通系ICカードの利用履歴

交通系ICカードの利用履歴から乗車、下車の時刻を把握することで、残業時間を把握することができる場合があります。

ただし、定期券の利用区間のように乗車、下車の履歴が残らない場合もあるため、活用の場面は限られるかもしれません。

(3) ETCカード搭載車両のゲート通過記録

ETCゲートの通過記録を照会できることについては、前述1の(2)でご紹介のとおりです。自動車通勤をしていた場合には、このETCゲートの通過時刻から残業時間を導くことも考えられ、ETCカード搭載車両のETCゲート通過記録の照会は労働者側の代理人にとっても有用となり得ます。

このように、1つの照会先であっても様々な立場からの利用が可能です。当会会員サイトに豊富な事例を掲載しておりますが、想像力を働かせることにより幅広い事件への活用が考えられます。弁護士会照会を受任事件の解決に活かしていただければと思います。■